



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社 田 谷
代表者名 代表取締役 会長兼社長 田谷 和正
(コード番号 4679 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画管理グループ長
富岡 亮平
(TEL. 03 - 6384 - 2231)

**(訂正)「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会招集並びに
資本金及びその他資本剰余金の額の減少に関するお知らせ」の一部訂正について**

当社は、2025年12月25日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会招集並びに資本金及びその他資本剰余金の額の減少に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正理由

当社が 2026 年 2 月 5 日付で行った資本金の額の減少に関する債権者異議申述公告の内容の一部変更に伴い、当該公告を再度実施することになりましたので、債権者異議申述公告日及び債権者異議申述最終期日を変更いたします。

2. 訂正箇所

2頁 6. 資本金及びその他資本剰余金の額の減少の日程

3. 訂正内容

以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は下線を付しております。

(訂正前)

6. 資本金及びその他資本剰余金の額の減少の日程

- (1) 取 締 役 会 決 議 日 : 2025 年 12 月 25 日
- (2) 債 権 者 異 議 申 述 公 告 日 : 2026 年 2 月 5 日 (予定)
- (3) 債 権 者 異 議 申 述 最 終 期 日 : 2026 年 3 月 5 日 (予定)
- (4) 株 主 総 会 決 議 日 : 2026 年 3 月 19 日 (予定)
- (5) 減 資 の 効 力 発 生 日 : 2026 年 3 月 19 日 (予定)

(注) 債権者異議申述の対象となるのは資本金の額の減少のみであり、その他資本剰余金の額の減少は対象外となります。

(訂正後)

6. 資本金及びその他資本剰余金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日：2025年12月25日
- (2) 債権者異議申述公告日：2026年2月16日（予定）
- (3) 債権者異議申述最終期日：2026年3月16日（予定）
- (4) 株主総会決議日：2026年3月19日（予定）
- (5) 減資の効力発生日：2026年3月19日（予定）

(注) 債権者異議申述の対象となるのは資本金の額の減少のみであり、その他資本剰余金の額の減少は対象外となります。

以上